

## 国勢調査の実施の必要性

国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号)第5条において、総務大臣にその実施を義務付ける規定が定められ、同法附則第4条において、次の国勢調査の実施時期を平成22年に行う規定が定められている。

### 【参考：平成22年国勢調査の意義・役割】

国勢調査は、我が国の人や世帯の実態を把握し、国や地方公共団体の各種の行政施策の基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施している国の最も基本的な統計調査である。国勢調査の結果は、公正な行政を行うため、衆議院議員の選挙区の画定基準、地方交付税の交付額の算定基準など、多くの法令に利用が規定されている。また、法令上の利用のほか、国や地方公共団体における様々な行政施策の立案・推進・評価においても広く活用されている。

国勢調査の結果は、公的部門だけではなく、民間企業等でも将来の需要予測や店舗等の立地計画など企業経営にも幅広く活用されている。また、大学等の学術・研究機関では、社会・経済の実態や動向に関する実証的な研究などに広く利用され、それに基づいて政策提言などが行われている。

このように、国勢調査は、国民が国や地域社会の実態を知り、その将来の姿を計画していくために必要とされる最も基本的な統計情報を提供するものであり、社会の発展を支える情報基盤としての役割を果たすものと言える。

とりわけ平成22年国勢調査は、我が国の人口構造が大きく変化する中で、社会・経済の諸課題を解決するための重要な役割を果たすことが期待されている。我が国では、現在、世界に類を見ない急速な高齢化、低い出生率とそれに伴う生産年齢人口の減少、産業・職業の就業構造の変化、都市圏への人口集中と地方圏からの人口流出、国際化に伴う外国人の増加など、人口に関する社会的・経済的な課題が山積している。このような様々な諸課題に適切に対応していくためには、信頼度の高い統計は、全国レベルでも地域レベルでも欠くことのできないものである。

国勢調査は、日本だけでなく、世界の多くの国々でも実施されている。国連では、世界各国に対して「2010年ラウンド世界人口センサス計画」への参加を提唱しており、我が国の平成22年国勢調査も、その一環として位置付けられている。

以上のような国勢調査の意義・役割に照らし、平成22年国勢調査を正確かつ円滑に実施し、国や地域の問題への取組など、広く社会に役立つ統計を提供する必要がある。